

助成制度のご案内

戸建住宅向け

充電設備 導入促進事業



東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて
充電設備の導入を支援します。



事業期間

令和5年度から令和6年度
(年度ごとに受付期間を設けます。)

概要

東京都内の**戸建住宅**において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。

【お問い合わせ先
申請先】



クール・ネット東京

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

TEL : 03-5990-5218

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/home-evcharge>

受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く。)9:00～17:00(12:00～13:00を除く。)



助成制度内容

助成対象者

東京都内の既存戸建住宅に設置する充電設備の所有者
(個人及びリース会社)

助成対象
設備・要件

- ①電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。
- ②東京都内の既存戸建住宅に設置すること(新築不可)。
※対象となる戸建住宅に太陽光発電システムを設置または再生可能エネルギー100%の電力契約を行っていること
- ③経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」で補助金交付対象として承認された設備であること。
- ④新品であること。

助成対象
経費・助成額

助成対象経費	助成額
設備購入費	25,000円 1基当たり
設置工事費	

※上記金額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額です。

申請について

- 工事完了後に交付申請
※交付申請は原則として「オンライン申請」となります。
詳細は、本事業ホームページをご確認ください。
※今年度は令和4年4月1日以降に設置したものが助成対象になります。

自宅が集合住宅(マンション等)の場合は

「充電設備普及促進事業(集合住宅向け)」がご利用いただけます。

助成対象者

東京都内の集合住宅に設置する充電設備の所有者
(法人、個人、法人格のないマンション管理組合及びリース会社)

助成対象設備

- 充電用コンセントスタンド ●充電用コンセント
- V2H充放電設備 ●超急速・急速・普通充電設備

事業期間

令和5年度から令和6年度(年度ごとに受付期間を設けます。)

詳細はこちら

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>

